

令和5年度 歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請のご案内

新たな年を迎える時期に安心して暮らせるために、地域の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の中から、**生活に困窮し経済的な支援を必要とする世帯に支援金として配分**いたします。希望される方は、下記内容をご確認の上、裏面の申請書に必要事項を記入し申請をしてください。

1. 配分の対象となる世帯

令和5年10月1日現在、次の(1)(2)(3)の条件を**いずれも満たしている世帯**。

- (1) 相生市内に6ヶ月以上居住している世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 次に掲げるア～エの条件いずれかに該当し、市民税が非課税の世帯。

ア. 18歳未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯

・祖父または祖母等が養育している世帯を含む。

イ. ひとり暮らし高齢者世帯（高齢者のみの世帯を含む）

- ・満75歳以上のひとりで生計を維持している低所得の高齢者。
- ・年金は遺族年金を含めて概ね100万円以下の方。
- ・こども等の被扶養者になっている方は対象外。

ウ. 障がいのある方と同居している世帯

・身体障害者手帳（1、2級）療育手帳（A、B）精神障害者保健福祉手帳（1、2級）
いずれかを所持している方。

エ. その他、上記以外で経済的な理由により支援が必要な世帯

民生・児童委員に相談の上、社会福祉協議会までご連絡ください。

◎ **上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所または、長期入院(6ヶ月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外です。**

◎ **重複する場合は、いずれかひとつの申請となります。**

2. 支援金の額と配分の方法

支援金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定いたします。

支援金の配分は、令和5年12月下旬に民生・児童委員が**手渡し**でお届けいたします。

3. 提出書類

令和5年度歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請書（裏面です。）

4. 申請受付期間、提出先

受付期間 **令和5年10月16日(月)～11月10日(金)**

提出先 相生市社会福祉協議会

申請について、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

非課税証明書を取りに行くことが困難な方へ

社協が代理請求する方法があります。必要な方は地区担当民生・児童委員にお問い合わせください。

証明書を発行する際の手数料（1人につき300円）は、申請者の負担となります。

※18歳未満、高校3年生以下の方の非課税証明書は不要です。



【お問い合わせ・申請書提出先】

相生市社会福祉協議会 電話 23-2666

相生市旭1丁目6-28 相生市立総合福祉会館内

E-mail : fukushi@shakyo-ai.jp URL : <https://shakyo-ai.jp>

令和5年度歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請書

申請日 令和5年 月 日

相生市社会福祉協議会 会長 宛

「歳末たすけあい運動要援護世帯支援助成」の対象世帯に該当しますので支援金を申請します。

フリガナ						TEL	() —
申請者氏名 (世帯主)							
住所	〒 — 相生市						
世帯構成等	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学校(学年)	備考	
	世帯主						
	その他	名					
訪問希望時間	特になし ・ あり (曜日 : ~ :)						
添付する書類							
1	令和5年度 市・県民税非課税証明書 ※18歳未満の方の分は除く						
2	該当する区分の書類						
該当区分に○をつける	ア	18歳未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯 ※祖父または祖母等が養育している世帯を含む。				母子家庭等医療助成受給者証 (写)	
	イ	ひとり暮らし高齢者世帯 (高齢者のみの世帯を含む) ※満75歳以上のひとりで生計を維持している低所得の高齢者。 ※年金は遺族年金を含めて概ね100万円以下の方。 ※子ども等の被扶養者になっている方は対象外。					
	ウ	障がいのある方と同居している世帯 ※身体障害者手帳 (1、2級) 療育手帳 (A、B) 精神障害者保健福祉手帳 (1、2級) いずれかを所持している方。				身体障害者手帳 (1、2級) (写) 療育手帳 (A、B) (写) 精神障害者保健福祉手帳 (1、2級) (写)	
	エ	その他 ※上記以外で経済的な理由により支援が必要な世帯					
※民生・児童委員の意見 (エの場合)							
担当地区名				民生・児童委員氏名			